

徳島県公告式条例（昭和25年徳島県条例第29号）第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年徳島県規則第36号）及び徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年徳島県規則第37号）を、令和8年3月31日午後11時5分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公布した。

令和8年4月1日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県規則第三十六号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「県税局長」を「県税局長」に改める。

第一条中「徳島県東部県税局」を「及び徳島県県税局」に、「（徳島県東部県税局）を」（徳島県県税局）に、「東部県税局長」を「県税局長」に改め、「及び徳島県総合県民局に勤務する職員（県税事務に従事する職員に限る。）」を削る。

第一条の二を次のように改める。

第一条の二 削除

第一条の七第一項中「法」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）」に改める。

第一条の七の二第一項中「徳島県東部県税局又は徳島県総合県民局（以下「県税局等」という。）の長」を「県税局長」に改める。

第一条の七の十六第一号イ中「納付又は納入の委託を受ける徴税吏員の所属する」を削る。

第一条の七の二十一第一項中「条例」を「徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号。以下「条例」という。）」に改める。

第二十三条の十の十九中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二十項」に改める。

第二十三条の十一中「条例第五十条第二項の規定による環境性能割の証紙及び」を削り、「種別割」を「自動車税」に改める。

第二十三条の十二中「条例第五十一条の規定による環境性能割証紙代金収納印及び」を削り、「種別割証紙代金収納印」を「自動車税証紙代金収納印」に改める。

第二十三条の十三第一項中「東部県税局長」を「県税局長」に改め、「第四十九条第一項若しくは第二項、」及び「又は修正申告書」を削り、同条第二項中「東部県税局長」を「県税局長」に改め、「又は修正申告書」を削る。

第二十三条の十七中「条例第五十二条及び」を削る。

第二十三条の十八第一項中「環境性能割に係る証紙代金収納計器及び種別割」を「自動車税」に改める。

第二十三条の二十三中「環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）又は種別割額」を「自動車税額」に、「これらの」を「この」に改める。

第二十三条の二十六から第二十三条の三十四までを削る。

第二十三条の三十五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「東部県税局長」を「県税局長」に改め、同条を第二十三条の二十六とする。

第二十四条の見出しを「（自動車税納付義務免除申告書等の様式）」に改め、同条第一項中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十第二項」に改め、同条第二項中「東部県税

局長」を「県税局長」に改める。

第二十五条の見出しを「（自動車税納税証明書交付申請書等の様式）」に改める。

第二十五条の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第五十三条の十五第一項に規定する身体障害者及び精神障害者は、別表に掲げる者とする。ただし、身体障害者で年齢十八歳未満のものと生計を一にする者が所有する自動車並びに当該身体障害者のために当該身体障害者と生計を一にする者及び当該身体障害者（身体障害者のみで構成される世帯又は身体障害者及び精神障害者のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者（身体障害者のみで構成される世帯又は身体障害者及び精神障害者のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転する自動車に係る身体障害者は、同表第一号に掲げる者のうち、音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について四級から六級までの各級、体幹不自由について五級及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について四級から六級までの各級に該当する者以外のもの並びに同表第二号に掲げる者のうち、音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第四項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症並びに体幹不自由について第五項症、第六項症及び第一款症から第三款症までの各款症に該当する者以外のものとする。

第二十五条の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「、身体障害者等」を「、身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」に改める。
第二十五条の四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五号中「免許情報記録」を「免許情報記録（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）」に改める。

第二十五条の四の二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「附則第二十一項又は第二十二項」を「附則第二十項又は第二十一項」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第二十三条の三十第一項に規定する」を「次の各号のいずれかに該当する装置の装着がなされ、その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 車椅子の昇降装置
- 二 車椅子の固定装置
- 三 浴槽

四 その他前三号に掲げる装置に類するもので、知事が適当であると認めるもの
第二十五条の五第二項中「第二十三条の三十第二項に規定する」を「当該自動車があれば身体障害者等の通学、通院、通所、生業その他の身体障害者等の日常生活又は社会生活に支障が生ずるおそれがあると認められる」に改める。

第二十五条の六の見出し及び第二十五条の六の二（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第二十五条の六の三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を

「とき、」を「ときは、」と、「当該」を「、当該」とし、「ときは、」を「とは、」と、「訴えは、」を「訴えは、」と、「なお、」を「なお、」と、「①」を「、①」とし、「とき、」を「とき、」と、「処分」を「、処分」とし、「回その五の備考中」、「」を「、」と改め、同様その六の注意事項中、「」を「、」と改め、回その六納税通知書裏面中、「次」を「、次」とし、「納期限」を「、納期限」とし、「応じ、」を「応じ、」と、「ときは、」を「ときは、」と、「当該」を「、当該」とし、「なお、」を「なお、」と、「①」を「、①」とし、「ときは、」を「ときは、」と、「処分」を「、処分」とし、「回その六の備考中」、「」を「、」と改め、同様その七の注意事項中、「次」を「、次」とし、「納期限」を「、納期限」とし、「応じ、」を「応じ、」と、「ときは、」を「ときは、」と、「当該」を「、当該」とし、「なお、」を「なお、」と、「①」を「、①」とし、「ときは、」を「ときは、」と、「処分」を「、処分」とし、「回その七の備考中」、「」を「、」と改め、回その八の注意事項中、「」を「、」と改め、回その八納税通知書裏面中、「次」を「、次」とし、「納期限」を「、納期限」とし、「応じ、」を「応じ、」と、「ときは、」を「ときは、」と、「当該」を「、当該」とし、「なお、」を「なお、」と、「①」を「、①」とし、「ときは、」を「ときは、」と、「処分」を「、処分」とし、「回その八の別表中「自動車税種別割一括納付用」を「自動車税一括納付用」と改める。

様式第一号の四その一及びその二中「、」を「、」と改める。

様式第一号の五中「、当該」を「、当該」とし、「東部県税局又は総合県民局税務出納員」を「県税局税務出納員」と改め、同様納付書（繰入書・払込書）裏面の注意事項中「、」を「、」と改め、同様その備考中「、」を「、」と改める。

様式第一号の六その一中「、至急」を「、至急」とし、「場合は、」を「場合は、」と、「裏面」を「、裏面」とし、「より、」を「より、」と改め、「又は連結事業年度」を「並の、回その一の注意事項中「、」を「、」と改め、回その一督促状裏面中「、次」を「、次」とし、「納期限」を「、納期限」とし、「応じ、」を「応じ、」と、「ときは、」を「ときは、」と、「当該」を「、当該」とし、「ただし、」を「ただし、」と、「これ」を「、これ」とし、「とは、」を「とは、」と、「訴えは、」を「訴えは、」と、「なお、」を「なお、」と、「①」を「、①」とし、「とき、」を「とき、」と、「処分」を「、処分」と改め、回その一の備考中「、」を「、」と改め、同様その二中「、至急」を「、至急」とし、「場合は、」を「場合は、」と、「裏面」を「、裏面」とし、「より、」を「より、」と改め、回その二の注意事項中「、」を「、」と改め、回その二督促状裏面

中「次」を「、次」に、「納期限」を「、納期限」に、「たじ」を「たじ、」に、「ときは、」を「ときは、」に、「当該」を「、当該」に、「ただし、」を「ただし、」に、「これ」を「、これ」に、「とは、」を「とは、」に、「訴えは、」を「訴えは、」に、「なお、」を「なお、」に、「①」を「、①」に、「とき、」を「とき、」に、「処分」を「、処分」に改め、同その二の備考中「、」を「、」に改める。

様式第一号の七中「、」を「、」に改める。

様式第一号の八中「懇」を「懇」に、「」を「、」に改める。

様式第一号の九及び様式第一号の九の二中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の三中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の五及び様式第一号の九の六中「懇」を「懇」に、「」を「、」に改める。

様式第一号の九の九中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の十中「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の十一及び様式第一号の九の十二中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十三中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十四中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十五中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十六及び様式第一号の九の十七中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の十八及び様式第一号の九の十九中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の二十及び様式第一号の九の二十一中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十二中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十三中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十四中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十五中「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の二十六中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の二十七中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の二十八中「(通称事業年度)」を削り、「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の二十九中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の三十中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の三十一及び様式第一号の九の三十二中「懇」を「懇」に、「」を「、」に改める。

様式第一号の九の三十三中「、」を「、」に、「懇」を「懇」に改める。

様式第一号の九の三十四中「、」を「、」に改める。

様式第一号の九の三十五中「、」を「、」に改め、同様式の注意事項第二号中「受け取つて」を「受け取つて」に改め、同注意事項第三号中「所管の東部県税局又は総合県民局

様式第四号の三中「遷」を「蕪」に、「,」を「、」に改める。

様式第四号の四中「,」を「、」に改める。

様式第四号の五及び様式第四号の六中「遷」を「蕪」に、「,」を「、」に改める。

様式第四号の七中「,」を「、」に改める。

様式第四号の八中「遷」を「蕪」に、「,」を「、」に改める。

様式第五号から様式第六号まで及び様式第十二号中「,」を「、」に改める。

様式第十三号から様式第十九号の二の五の三までを次のように改める。

様式第十三号から様式第十九号の二の五の三まで 削除

様式第十九号の二の五の四から様式第十九号の二の五の六まで、様式第十九号の二の五の八及び様式第十九号の二の五の九中「,」を「、」に改める。

様式第十九号の二の五の十中「できなかつた」を「できなかつた」に改める。

様式第十九号の二の五の十一中「引き取った」を「引き取った」に改める。
改める。

様式第十九号の二の五の十二の注意事項第二号中「所轄の徳島県税局又は総合県民局」を「畑芸圃」に改める。

様式第十九号の二の五の十三の備考中「,色別」を「、色別」に、「,知事」を「、知事」に改める。

様式第十九号の二の五の十六及び様式第十九号の二の五の十七中「,」を「、」に改める。

様式第十九号の二の五の十八及び様式第十九号の二の五の十九を削る。

様式第十九号の二の六中「自動車税種別割納付義務免除申告書」を「自動車税納付義務免除申告書」に、「自動車税種別割納付義務免除申告書」を「自動車税納付義務免除申告書」に、「徳島県東部県税局長」を「徳島県税局長」に改める。

様式第十九号の二の七中「自動車税種別割納付義務免除承認（不承認）通知書」を「^{承認}自動車税納付義務免除承認（不承認）通知書」に、「^{承認}自動車税種別割納付義務免除承認通知書」を「^{承認}自動車税納付義務免除承認（不承認）通知書」に、「^{承認}殿」を「^{承認}様」に、「^{承認}係る知事」を「^{承認}自動車税納付義務免除承認（不承認）通知書」に、「^{承認}殿」を「^{承認}様」に、「^{承認}係る

自動車税種別割」を「係る自動車税」に、「,」を「、」に、「^{承認}徳島県東部県税局長」を「^{承認}徳島県税局長」に改め、同様式の注意事項中「東部県税局」を「県税局」に改める。

様式第十九号の三中「自動車税種別割納税証明書交付申請書」を「自動車納税証明書交付申請書」に、「自動車税種別割納税証明書交付申請書」を「自動車納税証明書交付申請書」に、「自動車税種別割納税証明書の」を「自動車納税証明書の」に、「,」を「、」に改める。

様式第十九号の四中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車納税証明書」に、「^{承認}自動車種別割納税証明書」を「^{承認}自動車納税証明書」に、「,」を「、」に改める。

様式第十九号の四の二中「自動車税種別割」を「自動車税」に、「^{承認}自動車種別割」を「^{承認}自動車税」に、「^{承認}徳島県東部県税局長」を「^{承認}徳島県税局長」に改める。

様式第十九号の五中「,」を「、」に改める。

様式第十九号の六中「百アール」を「アール」に、「千メートル」を「メートル」に

「、」を「、」に改め、同様式の備考第三号中「限って」を「限って」に改める。
様式第二十号の備考中「、[甲]」を「、[甲]」に、「、[甲]」を「、[甲]」に改める。
様式第二十号の二中「、」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の徳島県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 新規則の様式に相当する改正前の徳島県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

(徳島県企画総務関係手数料条例施行規則の一部改正)

6 徳島県企画総務関係手数料条例施行規則（平成十二年徳島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「又は連結事業年度」を削る。